

令和 3（2021）年 9 月 22 日
総合企画部企画政策課

柏崎市過疎地域持続的発展計画（案）について

1 過疎計画の概要

（1）策定の背景・目的

- 従来の過疎地域自立促進特別措置法の失効（令和 3(2021)年 3 月 31 日）
 - ・この法の規定により、本市の旧高柳町及び旧西山町は「一部過疎」地域であった。
- 過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」）施行（令和 3(2021)年 4 月 1 日）
 - ・過疎地域の指定要件変更により、本市の一部過疎地域である旧高柳町及び旧西山町は対象外となった（いわゆる「卒業団体」）。
- 卒業団体に対する経過措置の適用
 - ・令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間は、卒業団体に対する経過措置として、財政上の特別措置等の過疎法の一部規定が準用される。
 - ・経過措置の適用を受け、持続的発展のための取組を行うため、引き続き計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画に定める必要がある。

（2）計画期間

- ・市町村の過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）は、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき策定する必要がある。
- ・新潟県が令和 3（2021）年 8 月に策定した「新潟県過疎地域持続的発展方針」の期間と合わせ、本市の過疎計画の期間は 5 年間（令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度）とする。
（経過措置適用は 6 年間であり、6 年目については、県方針の策定を踏まえ、必要な変更を加えることを記載）

（3）過疎計画の基本方針・・・資料 2 16 ページのとおり

前計画の基本方針を引き継ぎながら、新たな過疎法の目的を勘案し、設定するものとする。

- ア 住みよさと利便性の向上をめざします
- イ 定住を促す魅力ある地域づくりの活性化をめざします
- ウ たくましい住民自治を共に創り、共に育む地域づくりをめざします

（4）過疎計画の基本目標・・・資料 2 19 ページのとおり

- ・新たに「人口に関する目標」及び「計画の達成状況の評価」等の項目が追加された。
- ・「人口に関する目標」は、策定中の第五次総合計画後期基本計画における目標値との整合を図っている。

(5) 過疎計画の構成・・・資料3のとおり

総務省が示した作成例に従い、以下のとおりとする。

- ・ 市の概況などの基本的事項
- ・ 地域の持続的発展の基本方針、基本目標、計画期間
- ・ 分野別ごとの現況と問題点、その対策及び計画事業

2 過疎計画に登載する事業（選定基準）・・・資料4のとおり

- ・ 過疎法に基づく特別措置の適用（過疎債の充当）に関わらず、過疎地域の持続的発展のために資する事業に登載する。
- ・ 財政管理課が策定する財政計画から事業を選定している。
- ・ 事業の必要性や効果に疑問があり、基本的な方針が明確でないものは計上しない。
- ・ 本計画に登載していない事業で、今後検討が進み、登載する必要が生じた事業は、計画の変更により対応することとする。（議決事項）

3 今後のスケジュール

9月下旬

～ 高柳町地域説明会

10月上旬 西山町地域説明会

10月中旬 県協議

11月初旬 議案提出

12月中旬 市議会 12月定例会議